

令和 4 年 第 4 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 4 年 1 2 月 1 6 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和4年12月12日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第75号 | 令和4年度別海町一般会計補正予算（第7号） |
| 日程第 8 | 議案第76号 | 令和4年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 9 | 議案第77号 | 令和4年度町立別海病院事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第78号 | 令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第11 | 議案第79号 | 令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号） |
| 日程第12 | 議案第80号 | 別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第81号 | 別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第82号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第83号 | 教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第84号 | 別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第85号 | 第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第86号 | 別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第87号 | 別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第80号 | 工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事） |
| 日程第21 | 議案第80号 | 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事） |
| 日程第22 | 議案第81号 | 財産の取得について（生涯学習センターフルコンサートピアノ購入） |

日程第 2 3	議案第 8 2 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター施設）
日程第 2 4	報告第 1 7 号	専決処分の報告について（国営太陽光発電施設出力制御対応工事）
日程第 2 5	報告第 1 8 号	専決処分の報告について（大成 5 3 線地区農道改良舗装工事）
日程第 2 6	報告第 1 9 号	専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 7 5 号	令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）
日程第 8	議案第 7 6 号	令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 7 7 号	令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 7 8 号	令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 1	議案第 7 9 号	令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 2	議案第 8 0 号	別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定について
日程第 1 3	議案第 8 1 号	別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 8 2 号	特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 8 3 号	教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 8 4 号	別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 8 5 号	第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 8 6 号	別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 8 7 号	別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 8 0 号	工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
日程第 2 1	議案第 8 0 号	工事請負契約の締結について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 2 2	議案第 8 1 号	財産の取得について（生涯学習センターフルコンサートピアノ購入）

日程第 2 3 議案第 8 2 号 公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町総合スポーツセンター施設）

日程第 2 4 報告第 1 7 号 専決処分の報告について（国営太陽光発電施設出力制御対応工事）

日程第 2 5 報告第 1 8 号 専決処分の報告について（大成 5 3 線地区農道改良舗装工事）

日程第 2 6 報告第 1 9 号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○出席議員（15名）

1 番	宮 越 正 人	2 番	横 田 保 江
3 番	田 村 秀 男	4 番	小 椋 哲 也
5 番	外 山 浩 司	6 番	大 内 省 吾
7 番	木 嶋 悦 寛	8 番	松 壽 孝 雄
9 番	今 西 和 雄	10 番	小 林 敏 之
11 番	瀧 川 榮 子	13 番	中 村 忠 士
14 番	佐 藤 初 雄	副議長	15 番 戸 田 憲 悦
議 長	16 番 西 原 浩		

○欠席議員（1名）

12 番 松 原 政 勝

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	登 藤 和 哉	代表監査委員	竹 中 仁
農業委員会会長	小 野 榮 一	総 務 部 長	浦 山 吉 人
福 祉 部 長	今 野 健 一	産 業 振 興 部 長	門 脇 芳 則
建設水道部長	伊 藤 一 成	教 育 部 長	山 田 一 志
会 計 管 理 者	中 村 公 一	病 院 事 務 長	三 戸 俊 人
農業委員会事務局長	内 山 宏	選挙管理委員会書記長	伊 藤 輝 幸
総 務 部 次 長	伊 藤 輝 幸	福 祉 部 次 長	干 場 みゆき
福 祉 部 次 長	入 倉 伸 顕	産 業 振 興 部 次 長	佐々木 栄 典
教 育 部 次 長	宮 本 栄 一	生涯学習センター長他	新 堀 光 行
総 務 課 長	伊 藤 輝 幸	総 合 政 策 課 長	寺 尾 真 太 郎
ふるさと応援・情報化推進室長	松 本 博 史	財 政 課 長	角 川 具 哉
税 務 課 長	竹 中 利 哉	防 災 交 通 課 長	麻 郷 地 聡
西春別支所長他	小 村 茂	尾岱沼支所長他	大 坂 恒 夫
福 祉 課 長	干 場 みゆき	町 民 課 長	皆 川 学
町民保健センター兼母子健康センター長	入 倉 伸 顕	老人保健施設事務長	渡 辺 久 利
農 政 課 長	小 野 武 史	商 工 観 光 課 長	田 畑 直 樹
管 理 課 長	松 田 勝 広	建 築 住 宅 課 長	川 畑 智 明
事 業 課 長	外 石 昭 博	上 下 水 道 課 長	谷 村 将 志
上下水道課技術長	袴 田 充 輝	監査委員事務局長	千 葉 宏

学務・スポーツ課長他 宮 本 栄 一
生涯学習課長他 福 原 義 人
総務課主査 武 田 聖 士

学校教育課長他 池 田 卓 也
図書館長他 堺 啓
生涯学習課主査 上 杉 大 洋

○議会事務局出席職員

事務局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

1 3 番 中 村 忠 士
1 5 番 戸 田 憲 悦

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和4年第4回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私御多忙のところ、御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

一昨年1月に、新型コロナウイルス感染症の感染者が、日本で初めて確認されてから、3年が経過しようとしておりますが、国内ではワクチン接種が進み、本町においても、医師や看護師などの医療関係者、消防職員、町職員など、関係する皆様が一丸となって、ワクチン接種を進めていただき、そして町民の皆様が、日々、感染防止対策に取り組んでこられましたことに、改めて敬意を表するとともに、心より感謝申し上げます。

今なお、全国の新規感染者数は、日々10万人を超え、さらなる感染拡大が懸念される厳しい状況が続いておりますが、一刻も早い終息を願うところでございます。

そのような中、2月には中国で冬季北京オリンピックが開催され、スピードスケートでは、本町出身の森重航選手、新濱立也選手、郷垂里砂選手が出場し、森重選手は見事銅メダルを獲得するなど、3選手が力走する姿は町民に大きな感動と誇りを与えてくれました。

また、「別海町産業祭」や「別海町パイロットマラソン」は、新型コロナウイルス感染症対策を講じて3年ぶりに開催されるなど、町の活気とにぎわいも、徐々にではありますが戻りつつあると感じております。

また、別海町産業祭や、別海町パイロットマラソンは、新型コロナウイルス完成症対策を講じて3年ぶりに開催されるなど、町の活気とにぎわいも、徐々にではありますが、戻りつつあると感じております。

また、先日行われた町政施行50周年生涯学習センターみなくる開設は、成功裏に終わりました。

改めて、準備・企画・運営を行いました皆さんに御礼を申し上げるとともに、みなくるが交流の場、にぎわいの場になることを期待しております。

2年ぶりに開催された友好都市サミットでは、友好都市の連携を一步前というテーマで議論され、さらなる友好都市間の連携と交流が深まることに、期待するところであります。

新型コロナウイルスやロシアによるウクライナ侵攻などにより、世界的な景気後退懸念など、日本経済を取り巻く環境は厳しさを増しております。

本町においては、これらの厳しい環境に加え、少子高齢化や人口減少社会保障対策、産業の振興策など、また、特に急激に酪農情勢は悪化し、ホクレン市場では毎週離農セールが行われている厳しい状況にあり、大変心配する状況であります。

これらの様々な行政課題の解決に向け、総合計画のもと、現在、新年度の予算編成作業が進められていることと思います。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な議論を行い、地域振興施策の推進に一層努めなければならないと改めて思うところであります。

令和元年4月の改選で、私ども16名の議員が町民の代表として選出されましたが、その任期も残すところ、およそ4カ月となりました。

町民の負託を受けた私どもは、町民本意の議会を確立するため、議会活性化計画に基づき、各種取組を進めてまいりましたが、残された期間においては、その取組の総括をしっかりと行い、引き続き、職務に邁進し、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与すべく、議員全員で力を合わせ、取り組んでまいりたいと考えております。

本日から開会する第4回定例会に提出される議案につきましては、後ほど、説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

師走を迎え、一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となってまいりましたが、議員各位には、御自愛のうえ、諸般の議事運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） それでは、会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用と事務局のパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクの着用をお願いいたします。

ただいまから令和4年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は12番松原議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 15番戸田議員。

○15番（戸田憲悦君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

11月29日及び12月6日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は、全部で20件であります。

内容は、令和4年度各会計補正予算が5件、条例の制定が1件、条例の一部改正が7件、工事請負契約の締結が2件、財産の取得が1件、公の施設に係る指定管理者の指定が1件、工事請負契約の専決処分の報告が3件であります。

これら提出案件のうち、各会計補正予算の5件と議案第80号別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論・採決すべきものとし、令和4年度各会計補正予算については、予算決算審査特別委員会に、議案第80号別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定については、新規条例ですので、総務文教常任委員会に付託して、慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和4年度各会計補正予算5件と議案第81号から議案第85号までの5件については、関連がありますのでそれぞれ一括議題とすることに決定しました。

工事請負契約の専決処分の報告につきましては 報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月12日から12月16日までの5日間とし、初日には、町長提出議案の内容説明、質疑を行います。

2日目と3日目午前中まで、一般質問を行い、3日目午後からと4日目は休会といたします。

3日目午後からは、令和4年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、4日目は各常任委員会をそれぞれ行います。

5日目、最終日は第3回定例会で付託された令和3年度各会計決算認定を含めた付託案件の審査結果の報告と決算認定を含めた町長提出議案の討論・採決を行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、木嶋議員、横田議員、外山議員、宮越議員、瀧川議員、小椋議員の8名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明快な質問や答弁に配慮されますよう、お願い申し上げます。

次に、請願、陳情等についてであります。

請願、陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

最後に、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が議長の許可により議員の質問に対して論点を明確にするためのもので、議会の議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１６日までの５日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１６日までの５日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和４年第４回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、年末を迎えまして、何かと大変御多忙中とは思いますが、皆様方の御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、行政報告申し上げます。

まず初めに、本年度の除雪体制でございますけれども、先月までに、個人、法人合わせて２５業者と除雪業務の委託契約を締結しまして、町有車と民有車合わせて８１台の除雪体制を整えました。

今年は、今のところ穏やかな天気が続いており、雪の少ない状況ではございますけれども、いつ大雪が来ても、交通の安全を確保し、町民生活、産業活動に支障を来たさぬよう、迅速に対応することができる準備は整えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、過去最大の新規陽性者が確認された第７波も、夏以降少し落ちつきを見せておりましたけれども、１０月中旬より再び増加傾向となりまして、現在、本町でも、町立別海病院受診による新規陽性者は、１日当たり５名前後から１５名程度と推移しておりまして、私としても大変危惧する状況が続いております。

社会経済活動を維持しながら、感染拡大に対応していくためには、今後も、町民の皆様方には、換気による十分な配慮をいただく、また、基本的な感染防止対策、これらを徹底することをお願いし、重症化リスクの軽減や感染予防に有効とされますオミクロン株対応ワクチン接種の積極的な御検討をお願いするところでございます。

その新型コロナワクチンの接種状況でございますけれども、１０月２７日から開始しておりますオミクロン株対応ワクチン集団接種は、１２月４日現在で４,６６１名の方が接種を完了しております。

毎年、年末年始に、感染が増加していることを踏まえまして、重症化リスクの高い高齢者はもとより、若い世代の方々にも、従来型のワクチンを上回る効果が期待されておりますオミクロン株対応ワクチンによる接種を早期に受けていただきますよう、町民の皆様への情報提供と接種勧奨に取り組んでいるところでございます。

また、新たに予防接種法上の特例臨時接種に位置づけられました生後６カ月以上４歳以下の子供を対象としました乳幼児初回接種、これにつきまして、接種体制が整いましたと

ころから、12月20日から町立別海病院において接種を開始いたします。

保護者の方には、接種を検討していただく際に必要な感染予防の効果と、そして副反応のリスクの双方について、適切な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

それでは次に、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢でございますけれども、町内の生乳生産量は、本年1月から10月末までで、42万4,000トン、これは対前年比で98.9%、生産額では436億2,000万円、これは対前年比97.6%となっております。

乳量及び生産額につきましては、本年4月から実施しております生乳増産抑制の影響から、いずれも前年よりも低い実績に推移しております。

また、長引くコロナ禍によります需要の低迷、さらにはウクライナ情勢、円安の影響によります生産資材の高止まり、個体販売価格の下落傾向など、酪農情勢は本当にかつてない悪化している状況になっておりますが、この状況から一刻も早く脱却できますように、引き続き、全道の首長やそして、農協など関係機関一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、本年度の牧草の収穫状況でございますけれども、1番草は平年並み、2番草の収穫作業は4日遅れということで終了しております。

収量で言いますと、10アール当たり1番草が2,418キログラム、2番草が1,245キログラム、合計で3,663キログラムとなっております、これは平年と比べまして101.1%の収量となっております。

また、飼料用のトウモロコシにつきましては、10アール当たり、露地栽培では4,847キログラム、これは平年比88.3%、5月下旬に播種を行いました圃場につきましては、6月の低温の影響を受けたために、生育状況が悪く収量の減少となっております。

なお、生乳生産農家戸数、これは本年16戸が離脱しましたことから、12月現在では、591戸となっております。

次に、「菊と緑の会」についてでございます。

今年で39回目を迎えました菊と緑の会は10月7日から10月10日の日程で、女性4名、男性4名の参加のもとに開催されました。

最終日のマッチングでは、3組のカップルが誕生し、現在も順調にお付き合いが続いているというようなことなので、今後も交際が深まることを期待し、温かく見守っていきたいと考えております。

また、昨年のこの会でカップルとなりました4組のうち、1組が本年11月に御結婚されたとの報告がありました。

大変おめでたいことでありますので、心から祝福をしたいと思います。

続いて、水産業の状況でございますけれども、本町の太宗漁業であります秋サケ定置網漁は、11月21日で操業を終えましたけれども、本年は、川への遡上数を確保するために、卵の資源確保、これを図るため、自主規制によりまして、網入れを10日間ほど遅らせた漁となりました。

漁獲数量は、野付漁協が対前年比164.2%、トン数で1,532トン、別海漁協が対前年比301.9%、トン数で654トン、町全体では190.1%、2,186トンとなっております、金額で言いますと158%アップ、158%になったということですね。額で言いますと15億415万円となりまして、これは記録的な不漁となりました昨年、

一昨年と比べますと、少しは回復の兆しが見えるとはいうものの、豊漁が続いていた平成27年度の7,000トンにこれは遠く及ばない状況が続いていることから、来期以降さらなる資源確保に期待をしているところであります。

また、10月20日から11月7日まで操業されました秋の北海シマエビ漁は漁獲数量で対前年比78.9%、トン数で8.3トン、金額では対前年比74.4%、3,823万円、これはいずれも昨年を下回る結果となりました。

本年1年間の実績では、漁獲数量は対前年比で82.1%、トン数では21.9トン、金額では対前年比91.7%の1億1,080万円となったところでございます。

11月末現在の町全体の水揚げ状況につきましては、数量で対前年比79.5%、トン数では2万506トン、これは全魚種でございます。

金額では101.1%の72億3,098万円となりました。

ホタテの水揚げ減に伴いまして、全体の数量も減少したものの、ホタテの価格上昇、それと秋サケの水揚げが増えたことに伴いまして、金額は前年並みを維持しております。

ただし、72億というのは大変うちの町にとっては寂しい数字でございます。

なお、12月1日からは、冬期ホタテが始まっておりますが、これからの年末商戦を迎え、今後の価格動向には大いに期待をしているところでございます。

次に、商工業についてでございます。

11月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況は、開業支援・経営拡大助成等を目的とした起業家支援事業、これが3件の申込みで、前年と比較しますと10件減になっております。

また、町内建設業者の受注機会確保を目的とした地域貢献中小企業支援事業、これは24件でございまして、これも前年と比較しますと1件の減となっております。

これはウッドショックとも言われる木材価格高騰等の影響を受けることも少なく、受注の確保につながっていたのではないかなとそういう分析をしているところでございます。

商店街活性化を目的としたにぎわい商店街創造事業、これは5件の申請がありまして、昨年度と比較して1件の減でございます。

次に観光ですけれども、9月17日には「別海町産業祭」が3年ぶりに開催されました。

規模を縮小しまして、1日開催となりましたけれども、雨の降る時間もある中で約6,000人の方に来場いただき、別海の秋の味覚を満喫していただきました。

また、10月末までの観光客入り込み数は、全体で19万7,229人と、これは対前年同期に比しまして6万7,368人ほど増加しております。

4月以降行動制限がないことから、徐々にではありますけれども、大型バスによります観光ツアーが増えてきていることが要因であると考えております。

今後は、冬期間の観光資源であります集客がまだまだ見込める「氷平線ツアー」、これらなどを期待しているところでございます。

次に、令和4年度別海町優良勤労者表彰でございます。

これは11月の21日に表彰式を開催させていただきまして、長年にわたりまして勤労に励まれました12名の方を表彰させていただきました。

この表彰によりまして、表彰者、事業者のみならず、町全体の産業のさらなる振興発展につながることを期待しているところでございます。

産業の動向につきましては以上でございます。

続いて、ふるさと納税についてでございます。

今年度も好調に推移しておりますふるさと納税ですが、9月定例会で増額補正したふるさと応援寄附金額を既に超えている状況でございます。

急増する寄附者のニーズに対しまして、これまで返礼品の確保に御協力いただいております生産者、また加工業者の皆様方に感謝を申し上げますとともに、この年末及び来年以降の返礼品の確保に向けまして、一層の協力をお願いするものでございます。

最後に、令和4年度の沖縄県道104号線越え実弾射撃訓練の分散実施についてでございます。

令和4年度の訓練計画において、矢臼別演習場では、第4四半期で訓練実施を計画されていたところでございますけれども、12月9日付で防衛省により訓練計画の公表があったところでございます。

訓練は1月25日から2月4日までの11日間において実施される予定となっております。訓練部隊の矢臼別演習場到着は、1月中旬、矢臼別演習場を出発、引上げですけれども、これは2月中旬となっております。

また、訓練規模ですけれども、大隊レベルで、人員約500名、車両約100両、砲数は10門となっております。

訓練計画につきましては、今後、新聞への周知チラシの折り込みや町のホームページ等において、町民の皆様へお知らせするとともに、議員の皆様方にも別途公表内容についてお知らせさせていただきますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） おはようございます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細を説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が17件、報告が3件であります。

議案第75号は、令和4年度一般会計補正予算です。

主な内容は、経常経費では、各経費の執行残の精査による減額があるものの、除雪経費や電気料金及び燃料費高騰の影響に伴い増額補正となり、事業費では地域医療体制維持確保事業、ふるさと応援制度推進事業、酪農研修牧場経営安定対策事業及びイースタウン寿団地長寿寿命化事業などの増額により、23億7,680万円を増額補正するものであります。

次に、議案第76号は、令和4年度介護サービス事業特別会計補正予算です。

主な内容ですが、電気料金及び燃料費高騰の影響に伴う増額補正があるものの、人件費を含む支出見込額の精査により、170万円を減額補正しようとするものです。

議案第77号は、令和4年度町立別海病院事業会計補正予算です。

主な内容ですが、医業収益及び補助金の増により収益的収入で7,186万5,000円

を増額補正し、給与費の減などにより収益的支出で4,155万4,000円を減額補正するものであります。

また、補助金の増により、資本的収入で1,035万8,000円、資産購入費の増により、資本的支出で1,047万9,000円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第78号は、令和4年度水道事業会計補正予算です。

主な内容ですが、給与改定等の精査による不課税支出の増により、収益的収入で20万7,000円の増額補正を行い、給与改定に伴う精査及び電気料金の値上げに伴う各水道施設の光熱水費不足見込みにより、収益的支出で626万9,000円を増額補正するほか、給与改定等に係る精査により、資本的支出で23万5,000円を減額補正するものであります。

議案第79号は、令和4年度下水道等事業会計補正予算です。

主な内容ですが、令和4年度消費税確定申告見込みにより、収益的収入で258万円を増額補正し、給与改定等に係る精査や電気料金の値上げに伴う下水道施設光熱水費の不足見込み、及び令和3年度下水道事業特別会計の消費税納付額確定などにより、収益的支出で154万円を減額補正するものであります。

また、農業集落排水事業の追加採択により、資本的収入で5,010万円、同事業の追加採択及び給与改定等に係る精査などにより、資本的支出では5,124万円をそれぞれ増額補正するものであります。

次に、議案第80号は、別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてであります。

本町では、企業が地方公共団体の地域創成の取組に対して寄附を行った場合に、法人関係税の税額控除が受けられる「企業版ふるさと納税」の受付・活用を可能とするため、地域再生計画を作成し認定を受けております。

企業から受領した寄附金は、受領した年度に実施する事業の財源に充当するほか、積立てをすることにより次年度以降に実施する事業の財源にも充当することを可能とするため、企業版ふるさと納税基金の設置について定める条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第81号から議案第83号までの3件の条例の一部改正は、令和4年人事院勧告に伴い、別海町議会議員、特別職及び教育長の期末手当をそれぞれ0.1カ月分増額するよう、所要の改正を行なうものであります。

議案第84号別海町職員の給与に関する条例の一部改正は、同じく令和4年人事院勧告に伴い、職員の月例給を平均で0.3%、勤勉手当を0.1カ月分引上げ、本年4月1日に遡って支給するよう、所要の改正を行うものであります。

議案第85号は、第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

第2号会計年度任用職員の給料は、別海町職員の給与に関する条例に定める給料表を準用しますが、第2号会計年度任用職員の職の性質上、1会計年度の任用であることを踏まえ、改定された給料表の適用を翌年4月1日から適用するよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第86号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部改正は、コンビニエンスストアに設置されている多機能端末機により住民票及び印鑑登録証明書を交付できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 87 号別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正は、農業者の移転措置事業の実施に際し、民生安定施設設置助成事業により取得した育成牛一時管理施設の撤去が必要となることから、所要の改正を行うものであります。

議案第 88 号及び議案第 89 号の工事請負契約の締結についての 2 件は、11 月 29 日に入札を行った工事のうち、予定価格が 1 件 5,000 万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 90 号財産の取得については、12 月 2 日に見積合わせを行った財産の取得に係る予定価格が 1,500 万円を超えるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 91 号公の施設に係る指定管理者の指定については、令和 5 年 3 月 31 日をもって指定管理が満了する別海町総合スポーツセンター施設について、令和 5 年 4 月からも引き続き指定管理者による指定管理とするため、議会の議決を求めるものであります。

最後に、報告第 16 号から報告第 18 号の 3 件については、専決処分の報告についてです。

いずれも、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものでございます。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第 81 号から議案第 91 号までの 11 件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第 81 号から議案第 91 号までの 11 件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第 7　議案第 75 号から日程第 11　議案第 79 号

○議長（西原 浩君）　日程第 7　議案第 75 号令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）、日程第 8　議案第 76 号令和 4 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 9　議案第 77 号令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 1 号）、日程第 10　議案第 78 号令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 3 号）、日程第 11　議案第 79 号令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 3 号）の 5 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この 5 件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、初めに、議案第 75 号令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 7 号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君）　はい、議長。

○議長（西原 浩君）　財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第75号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和4年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町一般会計補正予算（第7号）。

令和4年度別海町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億7,680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ239億8,250万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費。

地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の補正。

地方債の追加・変更・廃止は、「第4表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款町税、1 項と3 項で9,985万2,000円の増。

2 款地方譲与税、3 項で359万6,000円の増。

9 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項で412万6,000円の増。

1 4 款使用料及び手数料、1 項で196万5,000円の減。

1 5 款国庫支出金、1 項から3 項で1億2,571万6,000円の増。

1 6 款道支出金、1 項から3 項で1,201万5,000円の増。

1 7 款財産収入、1 項で1万2,000円の減。

1 8 款寄附金、1 項で20億255万円の増。

1 9 款繰入金、1 項で1億7,408万3,000円の減。

2 1 款諸収入、4 項と5 項で79万5,000円の減。

2 2 款町債、3 ページにお進みください。

1 項で3億580万円の増。

歳入合計で、23億7,680万円の追加です。

次に、4ページをお開きください。

歳出です。

1 款議会費、1 項で42万8,000円の増。

2 款総務費、1 項と3 項及び4 項と6 項で21億748万9,000円の増。

3 款民生費、1 項と2 項で1,614万8,000円の減。

4 款衛生費、1 項から3 項で970万4,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項と3 項及び4 項で2,697万7,000円の増。

7 款商工費、1 項で150万2,000円の増。

8 款土木費、1 項と2 項及び4 項で2億2,622万円の増。

9 款消防費、1 項で1,467万6,000円の増。

10 款教育費、5 ページにお進みください。

1 項から6 項で3,036 万円の増。

13 款給与費、1 項で500 万円の減。

歳出合計で23 億7,680 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ239 億8,250 万円とするものです。

6 ページをお開きください。

第2 表、繰越明許費で、1 件を設定するものです。

8 款土木費、4 項住宅費、公営住宅等整備事業は、イーストタウン寿団地3 号棟長寿命化工事に係る経費について、工期を翌年度までと予定しており年度内に完成しない見込みのため、金額を1 億3,443 万円として、設定するものです。

次に、第3 表、債務負担行為補正で、3 件を追加するものです。

まず、1 件目。

酪農研修牧場経営安定対策事業負担金は、資材高騰など酪農情勢が著しく悪化し、経営状況が厳しい酪農研修牧場に対し、今後も酪農の担い手を安定して確保し、育成できるように、運営費の不足額に対し負担をするもので、期間は令和5 年度及び令和6 年度の2 年間、限度額を4,660 万円とするものです。

2 件目の、大家畜特別支援資金利子補給補助金は、経営の安定などを目的とした借換資金に対して、北海道と町が一定の割合で利子補給を行うもので、期間は令和5 年度から令和29 年度までの25 年間、限度額を455 万4,000 円とするものです。

3 件目の、公の施設に係る指定管理者に対する委託料につきましては、別の議案として提出させていただいておりますが、令和4 年度で指定管理期間が満了する別海町総合スポーツセンターについて、翌年度以降も引き続き指定管理を予定するに当たり、必要となる指定管理委託料を債務負担するもので、期間は令和5 年度から令和7 年度までの3 年間、限度額を3 億9,178 万4,000 円とするものです。

7 ページにお進みください。

次に、第4 表、地方債補正で、10 件の追加と13 件の変更、1 件の廃止です。

初めに、追加についてですが、別海高等学校教育支援事業は、別海高校に係る寄宿施設や通学費、タブレット購入費に対する助成費用などを対象とする借入で、限度額を5,100 万円。

町内会防犯灯補助事業は、町内会に対する防犯灯の維持管理費補助を対象経費とする借入で、限度額を2,640 万円。

町内会運営費交付事業は、町内会等の運営費交付金を対象経費とする借入で、限度額を750 万円。

出産祝金贈呈事業は、出産祝金等の経費を対象とする借入で、限度額を570 万円。

福祉牛乳給付事業は、福祉牛乳の給付に係る経費を対象とする借入で、限度額を1,000 万円。

認定こども園等利用者負担助成事業は、認定こども園等の利用者負担助成経費を対象とする借入で、限度額を790 万円。

新規就農者等支援事業は、新規就農者に対する助成金や公社営農場リース事業等に係るリース料に対する助成などの経費を対象とする借入で、限度額を1,560 万円。

高機能消防指令センター整備事業は、消防事務組合で実施する消防指令センターの設備

更新に係る一般会計からの負担金に対する借入で、限度額を4,690万円。

文化団体等派遣費補助事業及び、次のスポーツ団体等派遣費補助事業は、文化団体及びスポーツ団体等の全道・全国大会への派遣費補助を対象経費とする借入で、それぞれ限度額を90万円、780万円とするものです。

以上、10件で、それぞれ、起債の方法は、普通貸借又は証券発行、利率は3%以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えることができるとするものです。

8ページをお開きください。

続いて、変更についてですが、事業費の確定見込みに伴う借入限度額の減額が主な内容となりますので、1件ごとの説明は省略させていただき、限度額が増額となるものののみ説明させていただきます。

2段目の大成53線地区基盤整備促進事業から5段目の開南北第2地区基盤整備促進事業の4事業は、町が事業主体の農道関連事業ですが、事業内調整による増減などにより、3段目の北栄西地区基盤整備促進事業について、限度額2,640万円から2,930万円に増額変更するものです。

6段目の漁港整備事業は、漁協の要望により別海漁港の改修工事計画に変更が生じたため、限度額2,120万円から2,320万円に増額変更するものです。

9段目の町道舗装・排水等整備事業は、事業の一部を地方債の対象にできるようになったことによるもので、限度額2,750万円から4,250万円に増額変更するものです。

下から3段目の根室中部15号幹線拡幅事業及び、次の根室中部3号主要幹線外1改良舗装事業は、財政運営上、より有利な地方債を充当できるようになり、併せて、充当率が90%から100%に変更となることにより、それぞれ限度額を1,420万円から1,770万円に、3,020万円から3,380万円に増額変更するものです。

最下段、公営住宅等整備事業は、イースタウン寿団地3号棟長寿命化改修工事の借入予定により、限度額2,210万円から1億4,650万円に増額変更するものです。

なお、変更する13事業の起債の方法、利率、償還の方法については、変更はありません。

9ページにお進みください。

続いて、廃止についてです。

開南北第1地区基盤整備促進事業は、事業の実施に当たり、地権者との協議が整わなかったことから、事業を中止したことに伴い、起債についても廃止するものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額12億2,372万6,000円に3億580万円を追加し、補正後の限度額を15億2,952万6,000円とするものです。

続いて、11ページから62ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略させていただき、63ページの補正予算給与費明細書をお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、特別職で、下段の比較の欄で説明いたします。

初めに、長等は、期末手当で24万5,000円の増、共済費で3万円の増、合計で27万5,000円の増。

議員は、期末手当で42万8,000円の増。

その他の特別職は、職員数が11人の減、報酬で88万2,000円の減とするものです。
比較の合計ですが、職員数で11人の減、報酬で88万2,000円の減、期末手当で67万3,000円の増、給与費の合計で20万9,000円の減、共済費で3万円の増、全合計で、17万9,000円の減となるものです。

64ページをお開きください。

2の一般職、(1)総括で、こちらも比較の欄で説明いたします。

職員数は、11人の減です。

給与費のうち、報酬は900万円の増、給料は2,450万円の減、職員手当は963万9,000円の増、給与費の合計では586万1,000円の減、共済費は179万1,000円の増、合計で407万円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

65ページのア、会計年度任用職員以外の職員、66ページのイ、会計年度任用職員、続く67ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細、68ページから70ページまでの(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第75号一般会計補正予算(第7号)の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) ここで10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(西原 浩君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第76号令和4年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)の説明を求めます。

○老人保健施設事務長(渡辺久利君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長(渡辺久利君) はい。

議案第76号の内容について説明いたします。

別冊の令和4年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)。

令和4年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,900万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に、歳入です。

3款財産収入、1項で40万円の増。

4款繰入金、1項で226万9,000円の減。

5 款繰越金、1 項で 1 6 万 9, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 1 7 0 万円の減額です。

次に、歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で 3 4 8 万 5, 0 0 0 円の増。

3 款給与費、1 項で 5 1 8 万 5, 0 0 0 円の減。

歳出合計で 1 7 0 万円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 億 8, 9 0 0 万円とするものです。

3 ページから 1 0 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、省略させていただきます。

1 1 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、一般職、(1) 総括です。

下段の比較の欄で説明します。

職員数は、会計年度任用職員の採用に伴い 1 名の増。

給与費のうち、報酬は 7 2 万円の増、給料は 2 0 万 1, 0 0 0 円の減、職員手当は 5 2 4 万 1, 0 0 0 円の減、給与費合計で 4 7 2 万 2, 0 0 0 円の減となります。

次に、共済費は 7 0 万 3, 0 0 0 円の減。

合計で、5 4 2 万 5, 0 0 0 円の減となるものです。

下の表、職員手当の内訳は、各種手当の増減内容となっております。

1 2 ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員、1 3 ページ、イ、会計年度任用職員、1 4 ページ、(2) 給料及び職員手当の増減額の明細及び 1 5 ページから 1 7 ページの(3) 給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第 7 6 号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 次に、議案第 7 7 号令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算(第 1 号)の説明を求めます。

○病院事務課長(小川信明君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 病院事務課長。

○病院事務課長(小川信明君) はい。

議案第 7 7 号の内容説明をいたします。

別冊の町立別海病院事業会計補正予算書の 1 ページをお開き願います。

令和 4 年度町立別海病院事業会計補正予算(第 1 号)。

第 1 条、総則。

令和 4 年度町立別海病院事業会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

第 2 条、業務の予定量。

予算第 2 条の業務の予定量を次のとおり改める。

2 項、年間患者数。

1 号、入院、3, 7 5 0 人減で 1 万 9, 2 4 5 人とする。

2 号、外来、3, 7 8 5 人増で 6 万 9, 5 5 0 人とする。

3 項、1 日平均患者数。

1 号、入院、1 0 人減で 5 3 人とする。

2 号、外来、1 5 人増で 2 8 5 人とする。

第 3 条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と2項合わせて7,186万5,000円を増額し、合計で22億5,229万7,000円とする。

次に、支出の1款病院事業費用、1項と2項合わせて4,155万4,000円を減額し、合計で24億4,905万1,000円とする。

2ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,440万2,000円は過年度分損益勘定留保資金8,440万2,000円で補てんするものとする。）

収入の1款資本的収入は、3項で1,035万8,000円を増額し、1億6,477万3,000円とするものです。

次に、支出の1款資本的支出は、1項で1,047万9,000円を増額し、2億4,917万5,000円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第7条に掲げる経費を次のとおり改める。

1号、職員給与費、6,481万1,000円を減額し、11億9,301万1,000円とする。

3ページから8ページの補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

9ページをお開き願います。

令和4年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資本増減額の見込みで6,347万1,000円の増額となり、最下段、資金期末残高で2億4,068万7,000円となる予定です。

続きまして、10ページとなります。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

下段の比較の合計欄で説明いたします。

職員数、一般職で3人の減。

括弧内は再任用短時間勤務職員及び1週間当たりの勤務時間が常勤職員より短い職員の人数を外数で示しており、2人増です。

給料、2,696万1,000円の減、報酬・賃金、350万円の増、手当、3,209万6,000円の減、給与費計で5,555万7,000円の減。

法定福利費、925万4,000円の減。

合計で6,481万1,000円の減となります。

以下、手当の内訳から14ページまでの説明は省略いたします。

続きまして、15ページを御覧ください。

令和4年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目をごらんください。

当年度純損失を見込み、1億2,745万3,000円となる見込みで、一番下の当年度

未処理欠損金が25億9,343万1,000円となる見込みです。

16ページの令和4年度町立別海病院事業予定貸借対照表と17ページの注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第77号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第78号令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第78号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収益的収入です。

1款水道事業収益、2項で20万7,000円を増額し、11億43万7,000円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款水道事業費用、1項で626万9,000円を増額し、9億3,241万1,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,973万7,000円は、減債積立金2億1,554万2,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,645万1,000円、過年度分損益勘定留保資金1億3,774万4,000円で補てんするものとする。）

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で23万5,000円を減額し、7億3,140万5,000円とするものです。

2ページをお開きください。

第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

1号、職員給与費、450万8,000千円を増額し、7,028万円とするものです。

次の3ページから5ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

7ページをお開きください。

令和4年度 別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

1,402万6,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は、28億5,962万

8,000円となる予定です。

8ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で御説明させていただきます。

職員数、1名の増。

給与費、給料292万8,000円の増、手当20万2,000円の増、給与費計で313万円の増。

法定福利費、137万8,000円の増。

合計で450万8,000円の増となります。

以下、手当の内訳から10ページまでの各項目に係る説明は省略をさせていただきます。

11ページをお開きください。

令和4年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億2,157万5,000円となる予定です。

次の12ページ、令和4年度別海町水道事業予定貸借対照表と13ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第78号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第79号令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） はい。

議案第79号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）。

第1条、総則。

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

初めに、収益的収入です。

1款下水道事業収益、2項で258万円を増額し、5億3,512万6,000円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款下水道事業費用、1項から3項で154万円を減額し、5億6,958万8,000円とするものです。

2ページをお開き下さい。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,412万1,000円は、引継金1,412万1,000円で補てんするものとする。）

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項と 2 項で、5,010 万円を増額し、5 億 1,495 万 4,000 円とするものです。

続いて、資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項と 2 項で 5,124 万円を増額し、5 億 2,907 万 5,000 円とするものです。

2 ページをお開きください。

第 4 条、企業債。

予算第 5 条で定めた起債の限度額を次のとおり改める。

変更です。

起債の目的、農業集落排水事業は、補助金の追加採択見込みによるもので、限度額 880 万円から 2,510 万円追加し、3,390 万円とするものです。

起債の方法、利率、償還方法については、変更がありませんので、説明を省略いたします。

合計で、補正前限度額 1 億 5,060 万円から 2,510 万円追加し、補正後の限度額を 1 億 7,570 万円とするものです。

続いて、3 ページをお開きください。

第 5 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

1 号、職員給与費、251 万 8,000 円を減額し、2,398 万 1,000 円とするものです。

次の 5 ページから 8 ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

9 ページをお開きください。

令和 4 年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から 3 行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

2,081 万 5,000 円の減額となり、最下段の資金期末残高は、4,079 万 8,000 円となる予定です。

続いて、10 ページをお開きください。

補正予算給与費明細書です。

1、総括。

上の表の下段、比較の合計欄で御説明いたします。

初めに、職員数に変更はありません。

給与費、給料 138 万 5,000 円の減、手当 42 万 2,000 円の減、給与費合計で 180 万 7,000 円の減。

法定福利費、71 万 1,000 円の減。

合計で 251 万 8,000 円の減となります。

以下、手当の内訳から 12 ページまでの各項目の説明については省略をさせていただきます。

続いて、13 ページをお開きください。

令和４年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から３行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

５,３０８万１,０００円となる予定です。

最下段の当年度未処理欠損金も同額の５,３０８万１,０００円となる予定です。

次の１４ページ、令和４年度別海町下水道事業等予定貸借対照表と１５ページからの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第７９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第７５号から議案第７９号までの令和４年度別海町各会計補正予算の５件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和４年度別海町各会計補正予算の５件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７５号から議案第７９号までの５件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第１２ 議案第８０号

○議長（西原 浩君） 日程第１２ 議案第８０号別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 議案第８０号別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定について御説明申し上げます。

議案書では、６ページから７ページになりますが、議案本文の朗読は省略させていただきます、議案資料により御説明申し上げます。

別冊の議案資料１ページをお開き願います。

初めに、本条例の概要について申し上げます。

１の条例の趣旨、経緯についてです。

国では、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が行う自主的かつ自律的な取り組みを支援する「地域再生制度」を制定しています。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理

大臣の認定を受けることで、当該地域再生計画に記載した事業、以下、事業と申し上げます。の実施に当たり、財政、金融等の支援措置を活用することができます。

本町では、この支援措置のうち、企業が地方公共団体の地方創生の取組に対して寄附を行った場合に法人関係税の税額控除が受けられる「企業版ふるさと納税」を受け付け、その寄附を「別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲載されている事業へ活用するとした「地域再生計画（まち・ひと・しごと創生寄附活用事業）」を作成し、令和4年11月11日付けで認定を受けたところです。

企業から受領した寄附金は、受領した年度に実施される事業の財源に充当するほか、積立てすることにより、翌年度以降に実施する事業の財源にも充当することが可能となることから、企業版ふるさと納税基金の設置について、本条例を新たに制定するものです。

次に、2の条例の概要ですが、本条例では、基金の設置及び管理に関すること、基金の繰替運用に関すること、基金の処分に関することについてを、それぞれ規定しています。

次に、3の施行日についてですが、この条例は、公布の日から施行することとしています。

次に、2ページを御覧ください。

ここからは、条例本文についてです。

各条とも、囲み枠内の解説に基づいて御説明を申し上げます。

第1条は、本条例の設置について定めています。

第2条は、積立てについてです。

本条は、基金に積み立てる額について、一般会計歳入歳出予算に計上されるものである旨を定めています。

第3条は、管理についてです。

本条は、基金に属する現金の管理方法について、金融機関への預金をはじめとした管理方法のうち、最も確実かつ有効な方法により管理する必要があることを定めています。

第4条は、運用益金の処理についてです。

本条は、基金の運用により生じた収益について、一般会計歳入歳出予算に計上したうえで、基金に編入し処理する旨を定めています。

3ページをお開き願います。

第5条、繰替運用についてです。

本条は、財政上必要があると町長が認める場合には、確実な繰戻し方法、期間及び利率を定めた上で、基金に属する現金と歳計現金との繰替運用ができる旨を定めています。

第6条は、基金の処分についてです。

本条は、地域再生法に規定される「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に要する経費に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる旨を定めています。

第7条では、基金の管理に際し必要な手続等については、規則等に委任することを定めています。

附則として、本条例の施行日は、公布の日からとしています。

以上をもちまして、議案第80号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） ちょっと2 点ほど伺いたいします。

ふるさと納税ではですね、自分が、現在住んでいる自治体に寄附をするということも可能ですけどもね、そうした場合には、返戻品だとか、それから税制の控除が受けられないという制度になってますよね。

そこで、本基金条例で想定している寄附対象企業について2 点ほど伺います。

1 つはですね、これは規則か、あと要綱になるかちょっとわかりませんけどもね。

その寄附対象企業については、町外の法人であって、かつ、青色申告、これを提出しているものに限ってね、受け入れるのかね。それともう2 点目は、寄附の額の制約、例えば10 万円以上とかね、そういうことがあるのかを、ちょっとこの2 点をお聞きいたします。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

田村議員からの質問ですけども、まず、寄附の額についてですけども、企業版ふるさと納税の制度として、寄附額は10 万円以上というふうになっておりますので、10 万円以上の金額から受け付けるということになります。

また、寄附の対象企業ということになりますけれども、こちらも制度上、青色申告をしている企業で、いわゆる本社が立地している自治体には寄附をすることができないということになっておりますので、例えば、別海町に寄附をする場合であれば、企業の本社が別海町にないということが条件になるということになります。

以上です。

○3 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） そうすると、自分が現在住んでいるその企業ですか、その人からの寄附もこの基金条例の中では受け入れることができるということですね。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、その企業が立地する、本社が立地をする自治体では企業の寄附の受付ができませんので、別海町に寄附をする場合というのは企業の本社が別海町にないということが条件になるということ。

ですから、企業版ふるさと納税で、この別海町に立地している企業の方というものについては、企業版ふるさと納税のメリット、先ほど申し上げました法人に関わる税金の優遇措置というのは受けられないというような形になります。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

ないようですので、質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第80 号別海町企業版ふるさと納税基金条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

それでは、ここで13 時まで休憩といたします。

午前 11 時 48 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 13 議案第 81 号から日程第 17 議案第 85 号

○議長（西原 浩君） 日程第 13 議案第 81 号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 14 議案第 82 号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 15 議案第 83 号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 16 議案第 84 号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第 17 議案第 85 号第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての 5 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） はい。

それでは、議案第 81 号から議案第 85 号までの 5 件は関連がありますので、一括して内容説明をいたします。

初めに、本年の給与改正に関する経過について申し上げます。

人事院は、本年 8 月 8 日、国家公務員の給与改定について、月例給で平均 0.3%、手当て 0.1 カ月、それぞれ引き上げることなどを内容とする勧告を行いました。

この人事院勧告を受け、本年 10 月 7 日、国家公務員の給与を人事院勧告どおりに改定することが閣議決定され、11 月 11 日の臨時国会で関係改正法案が成立したところです。

次に、今回の人事院勧告について、若干御説明を申し上げます。

勧告では、企業規模 50 人以上、かつ事業所規模 50 人以上の約 1 万 1,800 事業所の約 45 万人の民間従業員を対象に個人別給与を調査し、本年 4 月分の給与について民間と国家公務員を比較した結果、国家公務員給与が 921 円、率で 0.23% 下回っており、この格差を解消するため、月例給の引上げ改正を行おうとするものです。

改正する事項として、給料表（一）については、一般職の大卒初任給を 3,000 円、高卒の初任給を 4,000 円それぞれ引上げ、これを踏まえ、20 歳代半ばに重点を置き、30 歳台半ばまでの職員は、平均改定率 0.3% 引き上げることが基本とし、本年 4 月に遡って実施をするものです。

なお、その他の給料表についても、給料表（一）との均衡を基本に改正するものです。

次にボーナスは、昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間で、民間の支給割合は 4.41 月であり、国家公務員の 4.3 月を 0.11 月上回っていることから、0.1 月分引上げ 4.4 月とし、本年度は 12 月期の勤勉手当を引上げ、令和 5 年度からは、6 月期及び 12 月期の勤勉手当に均等に配分をすることとなっております。

以上が、本年の人事院勧告の主な内容となっております。

これら人事院勧告の内容を受け、今回の条例改正につきましては、給与改定勧告を基本とし、職員組合の意見も聞きながら、従来どおり人事院勧告の内容に沿った所要の改正を

行おうとするものです。

ここで、議案資料の３２ページをお開き願います。

別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例説明資料となっております。

ここでは、職員の勤勉手当に関する改正の内容をまとめています。

勤勉手当の改正については、令和４年４月１日から適用する表上段の第１条改正と令和５年４月１日から適用する下段の第２条改正により行おうとするものです。

第１条改正では０．１カ月分の引上げを、令和４年度は１２月期に行い、第２条改正では、令和５年度からは６月期及び１２月期の勤勉手当に均等に配分することとしています。

なお、括弧内は再任用職員に適用される内容で、引上げ額は０．０５カ月となっております。

詳細につきましては、後ほど改めて御説明をいたします。

また、別海町議会議員、特別職及び教育長においても、１２月に支給する期末手当について、人事院勧告に合わせ、支給率を１００分の１０引き上げる改正を行おうとするものです。

なお、第２号会計年度任用職員については、その職の性質上、１会計年度での任用であることを踏まえ、本改正は来年４月１日から適用しようとするものです。

それでは、議案の説明をいたします。

議案書の８ページをお開き願います。

議案第８１号別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の４ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右が改正前、左が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第６条第２項第２号です。

１２月に支給する期末手当の支給率を１００分の１０引上げ、現行「１００分の２９５」を「１００分の３０５」に改正するものです。

次の、附則第１項では、「この条例は、公布の日から施行し、令和４年１２月１日から適用する。」とするものです。

また、附則第２項では、改正前の別海町議会議員の議員報酬額及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された１２月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなすとするものです。

続いて、議案書の１０ページをお開きください。

議案第８２号特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらも議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料は５ページです。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第４条第４項第２号です。

特別職の１２月に支給する期末手当の支給率を１００分の１０引上げ、現行「１００分の２３０」を「１００分の２４０」に改正するものです。

次の、附則第１項では、「この条例は、公布の日から施行し、令和４年１２月１日から

適用する。」ものです。

また、附則第2項では、改正前の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された12月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとするものです。

次に、議案書の12ページをお開きください。

議案第83号教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料は5の1ページです。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

第3条第4項第2号です。

教育長の12月に支給する期末手当の支給率を100分の10引上げ、現行「100分の230」を「100分の240」に改正するものです。

次の、附則第1項では、「この条例は、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用する。」ものです。

また、附則第2項では、改正前の教育長の給与及び旅費並びに勤務時間等に関する条例に基づいて支給された12月の給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとするものです。

次に、議案書の14ページをお開きください。

議案第84号別海町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。改正の主な内容は2点となります。

1点目は、勤勉手当の支給月数の引上げに関する改正、2点目は、給料表の改正です。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の6ページをお開き願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

こちらは、第1条改正となります。

第17条第2項第1号です。

勤勉手当の下線部分「100分の95」を、改正後では「6月に支給する場合においては100分の95、12月に支給する場合においては100分の105」に改正しようとするものです。

また、同項第2号では、「100分の45」を、改正後では「6月に支給する場合においては100分の45、12月に支給する場合においては100分の50」に改正しようとするものです。

続いて、下段の別表第1給料表の改正ですが、それぞれの給料表の給与月額についての説明は省略させていただきます。

給料表(一)で、初任給については、民間の初任給との間に差があることから、大卒初任給を3,000円、高卒の初任給を4,000円それぞれ引上げ、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員は、平均改定率0.3%引き上げる改正をしようとするものです。

なお、その他の給料表(二)から(四)についても、給料表(一)との均衡を基本に改正しようとするものです。

給料表は、29ページまでとなっています。

なお、これらの給料表については、国家公務員の給料表に準拠しています。

続いて、議案資料の３０ページにお進みください。

第２条改正となります。

下段第１７条の勤勉手当については、令和５年度から６月、１２月の支給割合を変更するもので、第１号の下線部分では「６月に支給する場合においては１００分の９５、１２月に支給する場合においては１００分の１０５」を「１００分の１００」に改正しようとするものです。

また、同項第２号では、「６月に支給する場合においては１００分の４５、１２月に支給する場合においては１００分の５０」を、改正後では「１００分の４７．５」に改正しようとするものです。

次に、附則になります。

議案資料３０ページから３１ページにわたります。

附則といたしまして、第１項では、施行期日を、公布の日から施行するものとし、第２条の規定は、令和５年４月１日から施行するものです。

第２項では、本年１２月に支給する勤勉手当の支給月数の変更及び改正後の給料表の適用を令和４年４月１日に遡って適用するものです。

第３項では、改正前の別海町職員の給与に関する条例に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすとするものです。

第４項では、「前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」とするものです。

次に、議案書の２９ページにお進みください。

議案第８５号第２号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

こちらも議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料は３３ページとなります。

附則の第４項として、次の１項を加えるものです。

「４項給料表の改正における特例」で、「第４条第１項の規定により給与条例第３条に定める給料表を準用する場合において、当該会計年度任用職員が採用された年度に給与条例の改正により、同表の改定が行われたときは、同項の規定にかかわらず、当該改定された給料表は翌年度の４月１日から適用し、任用された年度内においては従前の例によるものとする。」

なお、本件につきましては、さきに申し上げましたとおり、第２号会計年度任用職員については、職の性質上、１会計年度での任用であることを踏まえての改正となります。

以上で、議案第８１号から議案第８５号までの内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第８１号から議案第８５号の５件について、内容説明が終わりましたので、これから一括質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第１８ 議案第８６号

○議長（西原 浩君） 日程第１８ 議案第８６号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第86号別海町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明いたします。

議案書の30ページをお開きください。

本条例の改正は、現在、コンビニエンスストア等に設置している多機能端末機により印鑑登録証明書等を交付できるよう準備を進めているところですが、個人番号カードいわゆるマイナンバーカード利用して、コンビニ交付サービスに伴う印鑑登録証明書の交付を受ける場合には、総務省から通知されている印鑑登録証明事務処理要領により、条例にマイナンバーカードを利用することができる旨を規定するとされていることから、本条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、議案の内容を説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の34ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後、新たに第14条を追加し、印鑑登録者は、利用者証明用電子証明書が記載されたマイナンバーカードを用いて、民間事業者が設置する多機能端末機に暗証番号その他必要な事項を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を受けることができるものとする。

35ページをお開きください。

新たに第14条を追加することに伴い、改正前、第14条から第18条をそれぞれ、改正後に1条ずつ繰り下げるものです。

また、コンビニ交付サービスの開始は来年、令和5年2月頃を予定していますが、現時点で開始日が定まっていないことから、附則として、「この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則の定める日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第86号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第86号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第87号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第87号別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（小野武史君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） はい。

議案第 87 号別海町牧柵等管理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案書の 32 ページをお開きください。

別海町牧柵等管理施設は、矢臼別演習場における演習実施時の家畜被害を防止することを目的として、平成 9 年度から平成 13 年度において、牛の飛び出し防止用の牧柵及び一時的に囲うための育成牛等一時管理施設、こちらは、コンクリート製パドックになります。を設置し、管理しています。

今年度、国が行う移転措置事業により、本町の農家 1 戸が移転することとなり、この農家が使用している育成牛等一時管理施設は、その主たる利用目的を失うこととなります。

本施設は、防衛省の補助事業で設置されたことから、所管である北海道防衛局と協議した結果、移転に伴って実質的には施設の使用が見込まれないこと及び施設が処分制限期間を超えており、適当な転用策もないことから、本施設の用途を廃止し、財産処分を行うこととなったため、条例の一部改正を行うものです。

改正の内容につきまして、議案資料により説明をいたします。

議案資料の 36 ページをお開きください。

新旧対照表になります。

本条例の別表、番号 44 番、設置箇所地番、西春別 309 番地、設置数 1 基、施設規模面積、385 平方メートルを削除するものです。

なお、附則としまして、「この条例は、公布の日から施行する。」ものです。

以上、議案第 87 号の説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 87 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 20 議案第 88 号

○議長（西原 浩君） 日程第 20 議案第 88 号工事請負契約の締結について、中西別上風連線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 88 号の内容説明をいたします。

議案の 34 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、2 億 6,895 万円（内消費税及び地方消費税額 2,445 万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町 5 番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役

役社長、高玉哲朗。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、１０月１２日から１１月１日までの休日を除く１５日間。

応募者数は５者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、１１月２９日、高玉建設工業株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、島影建設株式会社、角川建設株式会社の５者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は２億４，６００万円、最低入札価格は２億４，４５０万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の１２月２０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の３７ページをお開きください。

工事の場所は、中西別市街から矢臼別演習場入口に向かう計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す７７０．７５メートルについて、車道幅員５．５メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料３８ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第８８号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第８８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２１ 議案第８９号

○議長（西原 浩君） 日程第２１ 議案第８９号工事請負契約の締結について、根室中部３号主要幹線改良舗装工事を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第８９号の内容説明をいたします。

議案の３５ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が５，０００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

- １、契約の目的、根室中部３号主要幹線改良舗装工事。
- ２、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- ３、契約金額、９，２１８万円（内消費税及び地方消費税額８３８万円）。
- ４、契約の相手方、野付郡別海町別海１３０番地の１８、寺井建設株式会社、代表取締役

役、寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は、１０月１２日から１１月１日までの休日を除く１５日間。

応募者数は５者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は、１１月２９日、高玉建設工業株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、島影建設株式会社、角川建設株式会社の５者による指名競争入札を行い、１回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は８，４５０万円、最低入札価格は８，３８０万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在、仮契約中であります。

なお、工期は、本契約の翌日から翌年の１０月１０日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の３９ページをお開きください。

工事の場所は、図面の右側、国道２４３号線から中央の道道別海厚岸線を交差して、国道２４３号線に接続する計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す３００メートルについて、車道幅員５．５メートルで改良舗装工事を行うものです。

資料の４０ページに本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第８９号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第８９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２２ 議案第９０号

○議長（西原 浩君） 日程第２２ 議案第９０号財産の取得について、生涯学習センターフルコンサートピアノ購入を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第９０号の内容説明をいたします。

議案の３６ページをお開きください。

本案は、財産の取得に当たり、予定価格が１，５００万円を超えるため、地方自治法第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求めるものであります。

最初に、議案本文を朗読いたします。

１、取得する財産の種類及び数量、コンサートグランドピアノ、１台。

２、取得の方法、随意契約。

３、取得金額、３，００３万円（内消費税及び地方消費税額２７３万円）。

４、取得の相手方、釧路市暁町５番２３号、株式会社井関楽器、代表取締役、井関誠二。

次に、本案提出に至るまでの、経過について御説明いたします。

本案で導入しようとするコンサートグランドピアノについては、導入後のメンテナンスにおいて、構造上の特徴があるため特に注意を払う必要があること。また、迅速性や経済性を踏まえた顧客支援に取り組めるように、販売店とその販売エリアが限定されている状況にあります。

このことから、本町が所在する北海道内については、購入が可能な事業者は、株式会社井関楽器のみであるため、同者との見積合わせを執行したところ です。

見積合わせの執行は、12月2日、株式会社井関楽器から提出された見積額は、予定価格の範囲内であったことから、契約の相手方として決定することとし、現在、仮契約中であります。

なお、納期は、翌年3月29日までを予定しております。

取得する財産の内容につきましては、議案資料で御説明いたします。

議案資料の41ページをお開きください。

事業名の欄ですが、令和4年度生涯学習センター備品購入事業で、生涯学習センターホール用のピアノを購入するものです。

購入物品名は、コンサートグランドピアノ。

数量は、1台。

仕様は、型式スタインウェイアンドサンズ社D-274。

横幅、1,570ミリメートル。

奥行、2,740ミリメートル。

高さ、1,015ミリメートル。

重量、500キログラム。

外装、黒色艶出塗装。

鍵盤、アイボプラスト。

付属品、ベンチ、インシュレーター、カバー、譜面台カバーとなっています。

42ページには、ピアノ姿図、上面図、側面図を記載しています。

以上で、議案第90号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第90号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第91号

○議長（西原 浩君） 日程第23 議案第91号公の施設に係る指定管理者の指定について、別海町総合スポーツセンター施設を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○教育部次長（宮本栄一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） はい。

それでは、議案第91号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案書 37 ページをお開きください。

現在、別海町総合スポーツセンター施設の管理運営に関し、令和 2 年 4 月 1 日より 3 年間、一般財団法人別海町地域振興財団を指定管理者として指定し、3 期目の管理運営を委託しておりますが、来る令和 5 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が終了することから、新たに指定管理者の指定を行うものです。令和 5 年 3 月 31 日の指定期間完了に伴い、今年 8 月 3 日に開催しました公募の有無を判断する指定管理者選択委員会において協議した結果、公募が妥当とされました。

その後、9 月 29 日から 10 月 28 日までの期間で公募を行った結果、現在の指定管理者である一般財団法人別海町地域振興財団の 1 団体から申請がありました。

11 月 4 日、別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例施行規則第 5 条に基づく別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会が開催され、今回申請のありました内容について審査の結果、候補者として選定され、指定期間においても 3 年間で適当であると意見をいただいたことから、指定の議決を求めるものです。

以下、議案を朗読し、内容説明といたします。

議案第 91 号公の施設に係る指定管理者の指定について。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1 項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地。

1 号、名称、別海町総合スポーツセンター施設。

2 号、所在地。

施設一覧及び住所につきましては、いずれも 38 ページ、別紙のとおりとなっております。別海町町民体育館から町営テニスコートまでの 13 施設となっております。

2 項、指定管理者。

1 号、住所、別海町別海川上町 139 番地の 1。

2 号、名称、一般財団法人別海町地域振興財団。

3 号、代表者名、代表理事、磯田忠雄。

3 項、指定の期間、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで。

以上で、議案第 91 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 91 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 24 報告第 16 号から日程第 26 報告第 18 号まで

○議長（西原 浩君） 日程第 24 報告第 16 号専決処分の報告について、国営太陽光発電施設出力制御対応工事、日程第 25 報告第 17 号専決処分の報告について、大成 53 線地区農道改良舗装工事、日程第 26 報告第 18 号専決処分の報告について、中西別上風連線改良舗装工事の 3 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

報告第16号から第18号の3件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の39ページをお開きください。

報告第16号から第18号までの専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第16号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月7日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和4年6月24日議案第53号により議決を経て締結した、国営太陽光発電施設出力制御対応工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「9,449万円（内消費税及び地方消費税額859万円）」を「9,473万2,000円（内消費税及び地方消費税額861万2,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、一部の発電施設における架台間の通信配線について、有線を埋設する施工方法から無線による施工方法に変更したことにより、24万2,000円の増額となったものです。

次に、報告第17号。

議案40ページをお開きください。

報告第17号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年11月7日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和4年6月24日議案第54号により議決を経て締結した、大成53線地区農道改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「5,401万円（内消費税及び地方消費税額491万円）」を「5,456万円（内消費税及び地方消費税額496万円）」に改める。

変更の内容につきましては、産業廃棄物処理工・準備費において、当初、概数としていた数量が確定したことにより、55万円の増額となったものです。

次に、報告第18号。

議案41ページにお進みください。

報告第18号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年12月6日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和3年12月17日議案第80号により議決を経て締結、令和4年7月28日に専決処分した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億6,689万3,000円（内消費税及び地方消費税額2,426万3,000円）」を「2億6,802万6,000円（内消費税及び地方消費税額2,436万6,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、排水構造物工・構造物撤去工・縁石工・防護柵工・共通仮設費において、当初、概数としていた数量が確定したことにより、113万3,000円の増額となったものです。

以上で、報告第16号から第18号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 1時45分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員